

令和4年第4回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和4年12月

目 次

議案第 1 7 6 号	請負契約の締結について……………	1
議案第 1 7 7 号	請負契約の変更について……………	3
議案第 1 7 8 号	請負契約の変更について……………	5

議案第176号

請負契約の締結について

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（機械）その2の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（機械）その2

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億9,800万円

4 契約の相手方

東広島市西条町田口2931番地45

ホクエイ設備工業株式会社 東広島営業所

東広島営業所長 圓 道 盛 夫

(提案理由)

令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事(機械)  
その2の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第177号

### 請負契約の変更について

令和2年6月30日議決第151号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-1）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 5億9,884万円」を「3 契約金額 2億8,298万8,200円」に改める。

(提案理由)

令和2年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第178号

### 請負契約の変更について

令和2年9月24日議決第154号により議決を経た令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-2）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4億7,885万7,500円」を「3 契約金額 3億3,304万7,000円」に改める。

(提案理由)

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。